

○角田市建設工事中間前金払取扱要綱

平成 30 年 11 月 15 日告示第 136 号

角田市建設工事中間前金払取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、角田市建設工事執行規則（平成 15 年角田市規則第 8 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、建設工事における中間前金払に関する取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事は、契約の締結時における請負代金の額が 1 件 5 0 0 万円以上（契約を変更し、請負代金の額が 1 件 5 0 0 万円以上となった場合を含む。）で、かつ、工期が 1 0 0 日以上（契約を変更し、工期が 1 0 0 日以上となった場合を含む。）の建設工事とする。

(中間前金払の認定基準)

第 3 条 規則第 3 6 条の 2 第 3 項の規定による認定の基準は、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 当該契約に係る工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事の作業に要する経費（工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。）が請負代金の額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当該工事における前払金を受領済みであること。
- 2 債務負担契約（債務負担行為に基づき契約を締結する 2 年度以上の期間にわたる契約をいう。以下同じ。）における前項の規定の適用については、同項第 1 号及び第 2 号中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と、同項第 3 号中「請負代金の額」とあるのは「当該年度の出来高予定額」とする。

(中間前金払の額)

第 4 条 中間前金払の額は、請負代金の額の 1 0 分の 2 を超えない額（1 0 万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

- 2 債務負担契約における中間前金払は、当該債務負担契約の各年度の支払い限度額に対してすることができる。

(中間前金払の請求等)

第 5 条 中間前金払を受けようとする請負者は、中間前金払認定請求書（様式第 1 号）に工事履行報告書（様式第 2 号）を添えて工事執行者に提出しなければならない。

- 2 工事執行者は、前項の請求書が提出されたときは、第 3 条第 1 項各号の要件を満たしているか否かを調査し、その結果が妥当と認める場合は、当該請求を受けた日から 1 0 日以内に中間前金払認定調書（様式第 3 号）を交付するものとする。ただし、当該請求書に内容の不備又は提出の遅滞があったときその他特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 前項の認定を受けた請負者が中間前金払を受けようとするときは、請求書と保証事業会社が

発行した中間前払金保証証書を工事執行者へ提出しなければならない。

- 4 中間前払金を請求した場合は、部分払を請求することはできない。ただし、債務負担契約にあっては、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

(中間前払金の額の変更)

第6条 請負者は、請負代金の額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の額の10分の2から受領済みの中間前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で中間前払金(10万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を請求することができる。この場合において、中間前払金の請求方法は、前条の規定を準用する。

- 2 請負者は、請負代金の額が著しく減額された場合においては、受領済みの前払金の額と中間前払金の額の合計額が減額後の請負代金の額の10分の6(10万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を超えるときは、請負代金の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 3 債務負担契約の場合の前項に規定する超過額の返還は、同項に規定する期間内に当該請負者に対し部分払の支払いをする場合において、当該超過額に相当する額を部分払の額から控除することにより行うことができるものとする。この場合において、その控除後の額をもって、部分払の額とみなす。

- 4 第2項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と中間前払金を受けた請負者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金の額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、中間前払金を受けた請負者に通知する。

(中間前払金の使途制限)

第7条 中間前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

(中間前払金の返還)

第8条 中間前払金を受けた請負者が、次の各号のいずれかに該当するときは、中間前払金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 中間前払金を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 請負者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他市長が特に認めたとき。

(遅延利息)

第9条 市長は、第6条第2項に規定する期間内に同項の超過額を返還しなかったときは、市長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第

8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年あたりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額の遅延利息（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に行われた契約については、なお従前の例による。

（前金払及び中間前金払の特例）

3 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「10分の6」とあるのは「10分の7」とする。

様式第1号（第5条関係）

中間前金払認定請求書

年 月 日

角田市長 殿

請負者 住所

氏名

印

年 月 日付けで契約締結した下記工事について、中間前金払の請求をしたいので、要件を満たしていることを認定されるよう請求します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	角田市
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
中 間 前 払 金 額	円
摘 要	

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

工事履行報告書
(年 月分)

工 事 名			
工 事 場 所	角田市		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記事欄)			

※施工状況写真、工程表、工事出来高報告書を添付すること。

様式第3号（第5条関係）

中間前金払認定調書

契約の相手方	住 所	
	氏名又は名称	
工 事 名		
工 事 場 所	角田市	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
請 負 代 金 額	円	
中 間 前 払 金 額	円	
摘 要		
<p>上記工事について、その進捗を審査したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>角田市長</p>		